

岩手県告示第779号

平成30年9月28日付け岩手県報第11825号登載保安林の指定施業要件の変更予定（平成30年岩手県告示第728号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成30年10月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 花巻市大迫町内川目第9地割101の1、外川目第8地割31の1、103の10
- (2) 所在が不分明である通知の相手方 黒澤千恵子、後藤浩子、中田勝治、藤原守

2 通知の内容を掲示した場所 花巻市役所